

■「ハイリスク薬（特に安全管理が必要な医薬品）の取り扱いに関する
実態調査」お礼 **【薬局部医療安全】**

平素は薬剤師会の活動に、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年9月末に行いました、「ハイリスク薬（特に安全管理が必要な医薬品）の取り扱いに関する実態調査」におきましては146件と多くの薬局・病院からご回答をいただきました。この紙面を借りてお礼申し上げます。結果につきましては、後日あらためましてご報告することを検討している他、医療安全への取り組みに活用させていただく予定です。今回は、回答の中から特に有益だと考えます情報につきまして、いち早く皆様と共有したいと考えましたのでお知らせ致します。皆様方の業務に少しでも役に立てば幸いです。

ハイリスク薬の取り扱いについての工夫・
医療事故防止の工夫について

教育・研修

- ・薬局にて取り扱いのあるハイリスク薬を一覧にし、職員に対して周知徹底を行う。
- ・指導方法を全員で共有している。

在庫管理

- ・全部ではなく、一部限定して毎日棚卸を行う。
- ・定期的に在庫管理を行っている。

入力

- ・処方入力時ハイリスク薬は自動的に表示されるようにしている。
- ・薬品マスターの該当品目に☆マークをつけている。

調剤棚の工夫など

- ・規格、剤形違いは棚に注意喚起のPOPをつける。
- ・複数の規格がある薬品については、取り違い防止のため隣り合わせて配列しない。
- ・バーコードチェックシステムを導入している。

監査・服薬指導について

- ・休薬の必要があるものは服用期間を薬袋に記載している。
- ・薬歴、支援表等を参考に、用法、用量、投与スケジュール、副作用等をチェックする。
- ・日薬の「ハイリスク薬に関する業務ガイドライン」などを活用している。

その他

- ・社内イントラネットにより、事例共有や注意喚起がなされている。